

議第133号

警察車両に対する器物損壊に係る損害賠償の訴えの提起について

県は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 須田久仁彦に対し金2,086,342円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (2) 訴訟費用の被告負担

2 訴えの相手方

山形市大字鮎洗3番地

須 田 久 仁 彦

3 訴えの理由

須田久仁彦は、平成30年8月16日、覚せい剤取締法違反容疑により自宅の搜索差押を受けた際、逃走を図り警察車両4台を損壊し、県に修理費用等を支出させ、損害を与えた。

4 授權事項

必要に応じて和解、控訴及び上告をすることができる。

5 管轄裁判所

山形地方裁判所

提 案 理 由

警察車両に対する器物損壊に係る損害賠償の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。